

◎宅地建物取引主任者資格登録簿登録事項の変更申請

資格登録者は、住所や勤務先業者等、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更登録申請（業法第30条）をしなければなりません。申請後、資格登録簿が変更されると申請者あてにハガキで通知します。

なお、会社等が行う専任の取引主任者等に関する入社及び退社等の変更届（業法第9条）は、宅地建物取引業者として免許を受けた大臣又は知事に届け出るものですので、その届出により、取引主任者の登録簿の内容が、自動的に変更になることはありません。

(1) 申請方法

申請者	持参するもの又は郵送先	提出書類
本人	認印	「変更登録申請書」に変更申請事項に応じ、下記(2)に掲げる添付書類が必要です。(各1部)
代理人の来庁による申請	登録者の委任状、代理人の認印	
郵送による申請	(送り先) 〒371-8370 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県 県土整備部監理課宅建業係 電話(027)223-1111 代表 (027)226-3525 直通	

(2) 変更申請に必要な添付書類

項番 ① 氏 名 ----- 戸籍抄本

項番 ② 住 所 ----- 住民票抄本（外国人の方は登録済証明書）
住民票表示の実施等による変更の場合は、役所発行の証明書。

項番 ③ 本 籍 ----- 戸籍抄本
*上記の添付書類は、発行日から3か月以内のもの

項番 ④ 勤務先
入社・従事 ----- 宅地建物取引業従事証明書（従事した年月日を記入し、代表者が証明したもの）。
※上記証明書には宅地業免許証番号又は「〇〇県新規申請中」と記入のこと。
退職・離職 ----- 宅地建物取引業離職証明書（従事しなくなった年月日を記入し、代表者が証明したもの）。個人免許業者の代表者の場合は、雇業届の写し。
商号別名称 ----- 「宅地建物取引業者名稱登録事項変更届出書」の第一面の写し、又は商業登記簿抄本。

* * * * * (記 入 例) * * * * *

群馬県知事殿

平成13年4月10日
申請者 氏名 赤城 次郎 (印)
生年月日 昭和30年 9月 1日

受付番号 [] 受付年月日 [] 申請時の登録番号 [10] [11234]

12 変更年月日 H 13年 03月 25日 (注) 必ず記入してください。

郵便番号	379-2154
住所市区町村コード	10201 群馬 都道府県 前橋 市区町村
住 所	天川大島町1-4-37
電話番号	027-243-3388

変更前 住所 群馬県伊勢崎市曲輪町 2-3-

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 変更年月日 H 13年 04月 01日

商号又は名称	群馬エステート株式会社
免許証番号	10(1) 3456

変更年月日 H 13年 03月 10日

商号又は名称	赤城不動産株式会社
免許証番号	群馬県知事 (2) 第 5432号

(注) 変更事項に該当する欄(項番)のみ記入のこと。